

令和 4 年 11 月 29 日

令和 4 年石巻地方広域水道企業団議会第 3 回定例会会議録 (第 1 号)

## 令和4年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会会議録（第1号）

---

### 議事日程第1号

令和4年11月29日（火曜日）午後1時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 提案理由の説明
  - 第4 第9号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算)
  - 第5 第10号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)
  - 第6 第11号議案 石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例
  - 第7 第12号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）
- 閉 会
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（14名）

1番	齋藤澄子	議員	2番	谷祐輔	議員
3番	勝又和宣	議員	4番	早川俊弘	議員
5番	星雅俊	議員	6番	我妻久美子	議員
7番	楯石光弘	議員	8番	阿部久一	議員
9番	櫻田誠子	議員	10番	後藤兼位	議員
11番	五野井敏夫	議員	12番	長谷川博	議員
13番	安倍太郎	議員	14番	大橋博之	議員

### 欠席議員（1名）

15番 小野幸男 議員

### 欠員（なし）

---

### 説明のため出席した者

齋藤正美	企業長	尾形涉	事務局長
佐藤義浩	理事兼事務局次長	木村剛	技術次長
高橋壯之	参事兼総務課長	杉和良	経営企画課長
佐久間賢悦	技術参事兼給水課長	本木雅治	建設課長
吉田秀彦	技術参事兼施設管理課長	大澤照樹	技術参事兼浄水課長
落合徹	技術副参事兼北部地区事務所管理長	末永光浩	工事検査監
伊藤真保	経営企画課長兼補佐係長	吉田克也	経営企画課兼主幹財務係長

事務局職員出席者

小山敏夫	議会事務局長	千葉修	議会事務局長 補佐
東條一則	議会事務局兼 主幹係長		

---

午後1時30分開会

○議長（安倍太郎議員） ただいまから令和4年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会を開会いたします。

---

午後1時30分開議

○議長（安倍太郎議員） 直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は15番、小野幸男議員であります。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、6番、我妻久美子議員、7番、楯石光弘議員、以上2名の議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第2会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（安倍太郎議員） 次に、監査委員より地方自治法第199条の第9項の規定に基づき、定期監査結果3件及び同法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査結果6件の報告をお手元に配布いたしておりますので、御査収いただきます。

次に、企業長よりさきに配布のありました令和4年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会議案表紙番号4、第10号議案の参考資料5ページの一部に修正の申し出があり、お手元に正誤表を配布しておりますので、訂正をお願いいたします。

次に、企業長より諸般の報告について申し出がありますので、これを許します。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 皆さん、こんにちは。

諸般の報告を申し上げます。

独占禁止法違反に係る活性炭販売業者へ損害賠償請求訴訟の提起をしたことについて御報告申し上げます。

活性炭は、浄水場の浄水処理工程における凝集、沈でん、砂ろ過という通常の浄水処理では除去できないカビ臭物質など、異臭味原因物質を取り除くために使用します。当企業団では、鹿又取水場及び六本木浄水場で河川の水質の状況に応じて粉末活性炭を注入し、浄水処理を行っております。

この活性炭に関し、令和元年11月22日、公正取引委員会において地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づき、排除措置命令等が行われました。

このことから、企業団顧問弁護士に法律相談を行い、当企業団の活性炭の購入に係る契約に関係した株式会社クラレに対し、金9,419万8,958円とそれに係る遅延損害金を令和4年8月9日付けで損害賠償請求しましたが、請求相手方から代理人弁護士を通じて令和4年8月26日付け損害賠償請求に応じられない旨の回答を受けました。

改めて企業団顧問弁護士に相談したところ、任意の交渉により解決を図ることは困難との見解が示されたことから、やむを得ず令和4年9月14日、企業団顧問弁護士を訴訟代理人として当初請求していましたが損害金に弁護士費用相当額の損害分941万円を加えた金1億360万8,958円並びに訴訟費用の負担を求める内容とした訴状を仙台地方裁判所に提出いたしました。

訴訟に係る進捗状況については、令和4年10月17日付けで株式会社クラレから企業団からの請求を棄却する旨の答弁書が裁判所に提出され、第1回口頭弁論期日が令和4年12月1日に予定されております。

本件違反行為については、入札制度の実質を失わせるだけでなく、予算の適正な執行を阻害するものであり、水道使用者の利益を損ねる行為とも言えます。

当企業団といたしましては、このような行為に対し、法律を遵守する立場にあるものとして、毅然とした態度で臨む姿勢が求められていると考えているところであります。

以上、独占禁止法違反に係る活性炭販売業者へ損害賠償請求訴訟の提起をしたことについて御報告申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3 提案理由の説明

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第3提案理由の説明であります。

企業長より提案理由の説明を求めます。

企業長。

〔齋藤正美企業長登壇〕

○齋藤正美企業長 提案理由の御説明を申し上げます。

本日ここに令和4年石巻地方広域水道企業団第3回定例会に諸案件を提出するに当たり、その概要を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、第9号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、諸般の報告でも申し上げました、いわゆる活性炭談合に係る損害賠償請求事件に関し、訴えを提起するため、企業団顧問弁護士と委任契約を締結する必要があり、その着手金等として委託料に所要額が生じたことを理由とする令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算専決第1号について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

次に、第10号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、令和4年10月1日から国家公務員の勤務条件に準じまして、当企業団におきましても非常勤職員が育児休業を取得する場合の要件の緩和や各手続の整理などを理由とする令和4年度石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

次に、第11号議案は、給水人口の減少等により給水収益の減少傾向が続く中、水道施設の老朽化に対応した更新事業を進めるとともに、災害時の対応に備えるため、平均改定率20%で水道料金を改定すべく、石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げております。

次に、第12号議案は、東北電力による高圧及び特別高圧の電気料金単価の見直しにより、令和4年11月1日から電気料金が値上げされたこと及び燃料費調整額の上昇に伴う光熱水費及び動力費の所要額について補正しようとする令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）を御提案申し上げております。

なお、各議案の詳細につきましては、後ほど事務局長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） ただいまの提案理由に対する質疑は、議案審議の際に行います。

---

日程第4 第9号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
（令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算）

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第4第9号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算）を議題とします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第9号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

表紙番号2、議案書別冊の1ページ及び5ページから7ページ、併せまして表紙番号6、議案概要の1ページ、第9号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算専決第1号をごらん願います。表紙番号2と6でございます。

本議案は、令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算について、専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算専決第1号における補正の理由につきましては、令和元年11月22日、公正取引委員会において東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に規定する不当な取引の制限に違反する行為、いわゆる談合行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令が行われたことに端を発するものでございます。

当企業団も東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する地方公共団体に含まれており、鹿又取水場及び六本木浄水場で使用する粉末活性炭を入札等の方法で発注していたことから、企業団顧問弁護士に法律相談し、損害賠償請求を行うことといたしました。

当初は、本損害賠償請求に関し、交渉案件と位置づけ、請求相手方との直接交渉により解決を図ることとしておりましたが、企業団からの損害賠償請求に対し、請求相手方は代理人弁護士を通じ、損害賠償請求に応じられない旨の回答書を送付してきました。

改めて企業団顧問弁護士に相談した結果、任意の交渉による解決を図ることは困難であるとの見解が示されたため、やむを得ず裁判所に判断を求めることとし、令和4年9月14日付けで仙台地方裁判所へ訴状の提出をいたしました。

なお、訴訟の提起の時期に関しては、本件に係る他の地方公共団体の情勢を鑑み、9月中に対応しない場合、その時期を逸してしまうとの企業団顧問弁護士の判断により、第3回定例会を待たずに訴えを提起することとし、早急に企業団顧問弁護士と本損害賠償請求事件に関する委任契約を締結する必要が生じたことから、弁護士へ支払う着手金550万円と訴訟費用に係る貼用印紙代33万2,000円などの所要額が必要となったものであります。

次に、損害賠償請求の詳細について御説明いたします。

請求相手方は、株式会社クラレ1社、請求金額については、損害額として9,419万8,958円、その損害額に係る契約金額の支払日から本請求額の支払日に至るまでの遅延損害金を合わせて令和4年8月9日付けで請求をいたしました。

訴状に関しては、前述の損害額に弁護士費用相当額の損害分として941万円を加えた1億360万8,958円及び訴訟費用の負担を求める内容となっております。

請求相手方の選定に関しましては、公正取引委員会が活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたと認定した平成25年10月から平成28年度において、企業団の活性炭の購入に係る契約に関係した事業者が株式会社クラレであったことによるものであります。

請求額の算定方法に関しましては、前述しました期間の各年度の契約金額から平成29年度以降令和元年度までの契約金額の平均契約金額を差し引いた金額を企業団が被った損害額として算定いたしました。このことは、平成29年に公正取引委員会が立入検査した以降、活性炭の契約金額が大幅に低下したことによるものであります。

遅延損害金に関しましては、前述した各年度における契約金額の支払日を起算日とし、本賠償請求額の支払済みに至るまでの日数に応じ、旧民法所定の年5%の割合を請求いたしました。

請求の根拠に関しましては、民法第709条の不法行為による損害賠償の規定によるものとしたところであります。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げますので、改めまして、表紙番号2、議案書別冊の5ページ、専決第4号令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算専決第1号をごらん願います。

第2条は、予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額を補正したものであります。収益的支出におきましては、先ほど申し上げました理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で委託料の所要額600万円を増額補正し、その予定額を60億4,929万9,000円にし、事業費用の予定額を63億3,836万7,000円にしたものであります。

なお、6ページ以降に実施計画等その詳細を記載しておりますので、御参照いただきたく、その説明は省略させていただきます。

以上が令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算専決第1号の内容であります。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年9月8日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告を申し上げ、その承認を求めようとするものであります。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます、第9号議案の説明とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

日程第5 第10号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
(石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第5第10号議案専決処分の報告並びにその承認を求めることについて(石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

[尾形 渉事務局長登壇]

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第10号議案石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の1ページから4ページ、併せまして表紙番号4、議案参考資料の1ページから5ページ、第10号議案石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。表紙番号1番と4番でございます。

本議案は、石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったことの報告並びにその承認を求めようとするものであります。

本条例の一部改正につきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関しまして、国において令和3年8月に人事院が国会及び内閣に対して行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出の中で、人事院規則の改正等による休暇、休業等に関する措置を一体的に講ずることとし、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和す

るなどの所要の措置について令和4年10月1日から実施することが決定したところであります。

これに伴いまして、石巻市及び東松島市の構成2市におきましても、石巻市は令和4年9月1日に、東松島市は令和4年9月7日に各市議会において議案を提出し、それぞれ原案のとおり可決されたことから、当企業団においても、これらに準ずることとしたものであります。

この改正により、非常勤職員が育児休業を取得する場合の要件の緩和、同職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化及び育児休業等計画書の廃止などを行うものであります。

これらに係る条文について御説明申し上げます。

第2条におきましては、非常勤職員の育児休業について、養育する子の出生後57日以内の取得要件を緩和し、当該子の出生日から起算して57日目から6月を経過する日までの間に任期が満了することが明らかでない場合などは、育児休業を取得できるよう改めたものであります。

次に、第2条の3及び第2条の4におきましては、非常勤職員の育児休業について、養育する子が1歳以降である場合の取得制限を柔軟にし、夫婦交替での取得に係る育児休業開始日の制限の緩和や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするよう改めたものであります。

次に、第2条の5におきましては、育児休業法の改正に合わせて、新たに第3条の2として規定するため削除するものであります。

次に、第3条におきましては、育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、育児休業等計画書の手続を廃止するほか、任期を定めて採用された職員が、任期を更新又は継続して採用される場合に、引き続き育児休業を取得できるよう改めたものであります。

次に、第8条におきましては、育児休業計画書の廃止に伴い、文言の整理を行ったものであります。

最後に、附則におきましては、令和4年10月1日施行としたものであります。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年9月30日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告を申し上げ、その承認を求めようとするものであります。

以上、よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます、第10号議案の説明とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 第11号議案 石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第6第11号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第11号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の5ページから6ページ及び表紙番号4、議案参考資料の6ページから7ページ、第11号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例新旧対照表並びに表紙番号5、議案参考資料第11号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例説明資料をごらん願います。表紙番号1番、4番、5番でございます。

本議案は、令和5年6月分として調定する水道料金より、現行料金と比較して平均20%の増額改定を行おうとするものであります。

議案の説明の前に、改定の要旨、当企業団の事業経過及び水道料金の変遷等について御説明いたしますので、表紙番号5、議案参考資料第11号議案石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例説明資料の1ページをごらん願います。

初めに、改定の要旨について御説明いたします。

当企業団では、平成6年以降、水道料金を改定することなく現在に至っております。しかしながら、東日本大震災や少子高齢化の影響により、給水人口、給水収益の減少が続き、今後も水需要の回復が見込めない中、老朽化が進む水道施設の更新、災害等への備えとしての耐震化を進める必要があることから、その財源として水道料金改定の検討を始めた

ころであります。

水道料金の改定については、平成31年4月より企業団内部において検討を始め、令和4年2月28日、経営審議会に諮問を行いました。

経営審議会では、令和4年2月28日から令和4年6月20日にわたり審議をいただいた結果、安定的な水道事業経営を継続していくためには、水道料金の平均20%増額改定はやむを得ないとの答申を受け、その答申に基づき、今回平均改定率20%の水道料金増額改定に係る条例を令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、水道料金は検針の都合により月遅れで請求されることから、臨時給水用を除き令和5年6月分として調定する料金から適用しようとするものであります。

次に、当企業団の事業経過について御説明いたします。

昭和55年10月に石巻市、矢本町、鳴瀬町の水道事業を統合し、石巻地方広域水道企業団として事業を開始いたしました。平成17年4月には、1市6町が合併した石巻市と矢本町、鳴瀬町が合併した東松島市の2市が構成団体となりました。平成23年3月の東日本大震災等の影響により人口減少は歯止めがかからない状況となり、給水人口においては、令和3年度末で震災前の平成22年度末と比較し約2万7,000人減少し、今後も減少は続く見込みとなっております。

このような中、震災からの復旧・復興事業を優先しなければならなくなったことで、老朽化が進む既存施設等の更新事業が遅れ、漏水事故の発生や災害対応の遅れなどのリスクが大きくなり、早期の事業推進が必要となってまいりました。

平成29年度にアセットマネジメントに着手し、令和2年度に更に精査を重ね、向こう40年間で既存施設等の更新に必要な事業費を約1,543億円と算出いたしました。平均で1年度当たり約39億円となりましたが、その後公表した経営戦略では、アセットマネジメントの結果を踏まえながらも実績に基づいた延命化を図ることで1年度当たりの事業費を約32億円に抑える計画といたしました。

次に、水道料金の変遷について御説明いたします。

水道料金は、昭和59年に矢本町、鳴瀬町の水道料金を当時の石巻市の水道料金に統一し、その後、平成元年の消費税法施行により消費税相当額の転嫁改定を実施いたしました。

平成2年と平成6年に水道料金等の改定を実施し、その後も消費税率の引上げによる転嫁改定を実施いたしました。平成17年には石巻市に合併した6町の水道料金を当時の企業団の水道料金に統一いたしました。

東日本大震災後、給水収益は大きく落ち込みましたが、平成29年度までは少しずつ回復傾向を示しておりました。しかし、その後は、給水人口の減少とともに給水収益も減少することとなり、令和3年度末で震災前の平成22年度末と比較し、税抜きで約6億1,000万

円減少し、更に減少傾向は続いているところであります。

次に、水道料金改定案について御説明いたします。

2ページと3ページをごらんください。

現在の水道料金体系は、口径ごとの基本料金、使用水量に応じて使用水量が増えれば単価が上がる段階別逡増型の水道料金体系となっております。

改定案では、現行の口径ごとの基本料金、段階別逡増型の水道料金体系を継続しながらも、逡増率の緩和を図り、口径にかかわらず51立方メートル以上使用した場合の1立方メートル当たりの水道料金単価を統一した単価としております。

4ページをごらんください。

当企業団の現在の水道料金体系による令和3年度から令和14年度までの財政収支計画の収益的収支、3条予算を示したものであります。

令和3年度は決算数値を、令和4年度は決算見込数値を、令和5年度以降は計画の数値となっております。

区分の2行目、(1)料金収入は年々減少していく見込みであります。

区分の中段よりやや下、当年度純利益又は純損失をごらんください。

令和6年度以降は、毎年度損失を計上する見込みとなっており、区分の1つ下、繰越利益剰余金又は累積欠損金では、令和14年度に累積欠損金が30億円を超える見込みであります。

5ページをごらんください。

財政収支計画の資本的収支、4条予算を示したものであります。

建設改良事業を計画的に進めてまいりますと、令和13年度までには収入が支出に対して不足する金額を毎年度発生する損益勘定留保資金等で構成される補填財源で賄うことができる見込みであります。表に記載はございませんが、令和3年度末に90億円以上あった補填財源は、区分の中段よりやや下、補填財源不足額にありますように、令和14年度には全てなくなり、1億円以上不足する見込みとなります。加えて、先ほど御説明いたしました、3条予算では30億円を超える累積欠損金を抱えることとなります。

次に、料金改定案による財政収支計画について御説明いたしますので、6ページをごらんください。

ただいま御説明いたしました現在の水道料金体系において収支のバランスを取り、当企業団の経営審議会に諮った結果、安定した経営を維持するためには、水道料金の増額改定はやむを得ないとの答申内容に基づいた平均20%増額改定を行った場合の財政収支計画における収益的収支、3条予算を示したものであります。

令和4年度までは、現在の水道料金体系と同じ数値であり、令和5年度以降は、改定後

の計画数値であります。

水道料金収入は年々減少するものの、令和14年度においても利益を計上し、令和5年度以降は欠損金が発生しない見込みとなっております。

7ページをごらんください。

現在の水道料金体系を平均20%増額改定した場合の資本的収支、4条予算を示したものであります。

建設改良事業の計画は、水道料金体系の改定の有無に関わらないため、資本的収支、4条予算の収入と支出は、改定しない場合とほとんど変わりはありませんが、収入が支出に対して不足する額を補填する補填財源の額は大きく変わることであります。

改定しない場合には、表に記載はございませんが、令和3年度末に90億円以上あった補填財源は、令和14年度には全くなくなり1億円以上不足する見込みとなりますが、改定する場合には、収入が支出に対して不足する額を補填財源で毎年度賄えるため、令和14年度においても補填財源に不足が生じない見込みとなっております。

加えて、改定しない場合に、3条予算で発生すると予測される30億円を超える累積欠損金についても、改定する場合には、令和5年度で解消されるため生じない見込みであり、令和14年度においても純利益が発生する見込みとなっております。

8ページと9ページをごらんください。

県内12市と当企業団の水道料金の比較を示しておりますので、後ほどごらん願いたいと思います。

続いて、10ページと11ページをごらんください。

当企業団の経営審議会からの答申内容をお示ししております。

経営審議会では、委員の皆様それぞれの立場での御審議をいただき、貴重な御意見をいただきました。

計5回にわたる水道料金の在り方の審議の経過、内容につきましては、企業団のホームページに掲載をしておりますので、後ほどごらんいただいで確認していただきたいと思っております。

続きまして、表紙番号1、議案書の5ページにお戻りください。

5ページから6ページまでの改正内容については、ただいま御説明いたしました表紙番号5、議案参考資料2ページから3ページの水道料金改定案数値が別表第1の数値となっております。

次に、附則第1項は、施行日を令和5年4月1日から施行するものとし、ただし書として、別表第1の規定は、臨時給水用を除き令和5年6月分として調定する料金から適用しようとするものであります。

また、附則第2項は、改正前の別表第1の規定により調定し、又は調定すべきであった料金については、なお従前の例によることを規定しようとするものであります。

今後、社会情勢の変化等により、予測した人口趨勢等に大きな変化が現れる場合には、その見込みが変わってまいりますので、定期的な見直しを実施してまいりたいと考えております。

平成6年以来、29年ぶりの水道料金の改定は、老朽化した施設や管路の更新が必要であり、また人口減少により料金収入が見込めないことから、使用者の皆様方に御負担をいただくこととしているものです。

近年は、地震や大雨など災害が多発しております。震災を経験した石巻地方として災害に強い水道設備を構築し、そして後世に負の遺産を残すことなく、これからも安心・安全で安定した水道を継続して提供できるよう、職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、第11号議案の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安倍太郎議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、齋藤澄子議員。

○1番（齋藤澄子議員） この議案については、当局から以前から説明を受け、料金改定はしなければならないことは重々承知しておりますが、給水人口の将来の見通し、給水量の将来の見通しを見ても、来年度すぐやらなければならないことではないと思うのですが、所見を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

老朽化が進む施設の更新、耐震化事業につきましては、必要な財源をきちんと確保しながら、少しでも早く事業に取り組む必要がございます。財源が確保できず、実施を見送る事業が多くなることで、管路の漏水や設備の故障などが多発し、大規模な長期断水などにつながるリスクをさらに大きくしております。

これにつきましては、昨年10月に発生いたしました和歌山県の水管橋の落橋事故、あるいは今年度7月15日だったと思っておりますが、仙台市で口径900ミリメートルの配水管が漏水した事故など、そういったリスクが考えられることとございます。

そういった財源がなければ更新事業もできず、お客様あるいは、老朽管につきましてもなかなか更新できないといったリスクが考えられます。

また、平成30年度から続く繰越欠損金につきましても、令和3年度決算で約6億7,000万円が計上されておりますが、原材料価格や燃料費の高騰により、光熱水費や動力費など

の事業費が増加することで、大変厳しい財政状況となっていることから、欠損金の解消もさらに見送りとなる見込みでございます。

今般の物価高騰により、住民の皆様方の負担が大きくなっていることは承知しているところでございますが、経営基盤をしっかりとしたものにし、安心・安全な水を将来にわたって安定して供給し続けるためにも、29年ぶりとなる料金改定に御理解いただきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍太郎議員） 1番、齋藤澄子議員。

○1番（齋藤澄子議員） 今現在、市民の生活はより一層厳しい状況です。物価高騰によって非課税世帯に5万円を給付するなどする一方で公共料金を上げるということはいかかなものかと思いますが、所見を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 企業長。

○齋藤正美企業長 今、齋藤澄子議員おっしゃるとおりで、大変厳しい生活環境になってきているのは存じ上げております。

ただ、今になってなぜか、来年でもいいんじゃないかという話でございましたけれども、今まで我慢に我慢を重ねてきた、そしてまた、過去の経緯もございまして、今回やむを得ずやらざるを得ない、やらないで済むのであれば、私も本当に気が楽でございます。本当に皆さんに負担を強いることは、どれだけ私が心苦しいかということを齋藤議員にも分かってほしいと思います。

ただ、これから何かというと、やはり安心・安全な水を供給していくため、そして災害のときにもしっかりとすぐそれに対応できる体制づくり、資金も持っておかなくちゃいけない、そういうこともありますので、今回やむを得ず20%、そして先ほど事務局長が説明申し上げたとおり、経営審議会での答申がこのような20%ということとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍太郎議員） 1番、齋藤澄子議員。

○1番（齋藤澄子議員） 山形市では、物価や原油の高騰対策として、一部の水道料金を来年2月から3月請求の基本料金の全額を市が負担する補正予算案を市議会12月定例会に提出しています。

ほかにも国からの地方創生臨時交付金を活用して公共料金の基本料金に充てる自治体もありますが、そのような交付金の活用については、どのように考えているのか伺います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 ただいま議員のほうから、山形市の事例、そして交付金についてのお話がありました。



それにつきましては、当企業団は、一部事務組合でございますので、国から直接の交付金はまずもってございません。公営企業は、公共性と経済性を発揮しつつ、その経営は独立採算を維持することを基本としております。そういったことから、水道事業の経営上、主な収入がある水道料金により事業を継続すべきとされております。

よって、基本的に水道料金に対して一般会計からの交付金等を活用することはございません。

あわせて、昨年新型コロナウイルス感染症に伴います地方創生臨時交付金、これが国から各市町村に配布されたこと等もあります。この場合につきましても、当企業団のほうで、これも水道料金の一部減免について使用できるといった国の厚生労働省等々からの通知もありましたので、構成2市、石巻市あるいは東松島市の担当のほうと協議いたしました。

その際には、やはり両市において、枠がございますので、ほかの部分に適用させていただきますので、水道料金の減免に使うことのできるお金はございませんといった協議をしたところでございます。

ちなみに、基本料金を減免した場合につきまして、石巻市においては、1月で1億400万円ほどになります。10月分の料金においては1億400万円。東松島市におきましては、2,700万円といった大金になりましたので、当時そういった経過がございました。合わせて1億3,100万円でございます。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

5番、星雅俊議員。

○5番（星 雅俊議員） 質問させていただきます。

私、先般、人口減少に併せた水道事業の施設規模ダウンサイズにつきまして、内容を事務局から概要版で説明を受けました。

内容は令和2年度策定の基本計画に基づくもので、人口減少に伴う事業の効率化の観点から、施設の統廃合並びに再配置など明記があり、その期間を令和2年度から令和22年度までの期間でございました。

確認の意味で伺いますが、浄水場の統廃合計画につきまして、現在の数をどのように変更するのか、箇所数と統廃合の時期を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 技術次長。

○木村 剛技術次長 それではお答えさせていただきます。

先般、星議員のほうから、基本計画、施設の整備計画の概要の説明ということで、こちらのほうで御説明させていただいたところですが、その内容について改めて基本計画の細

微内容から含めて御説明したいと思います。

令和2年3月に策定されました施設整備の基本計画は、アセットマネジメントの検討を踏まえ、施設や管路の現状把握、ダウンサイジングを含めた主要施設の統廃合の検討を行いながら、施設整備をする計画として取りまとめ、その概要は企業団の経営戦略の中でもお示ししているところでございます。

現在、企業団が管理する浄水場は、大小合わせて17施設ございますが、施設などの更新時期に併せ、最終的には9つの浄水場に統廃合する計画としております。

さらには、送水管路の整備、ポンプ場及び配水池の統廃合を行い、イニシャルコストに加え、施設の維持管理費、委託費などのランニングコストを削減し、水道水の安定供給を努める計画となっております。

今、お話しがありました浄水場の統廃合についてでございますが、既に東日本大震災の災害復旧事業や現在進めております旧簡易水道統合整備事業などの中でも行っているところもございます。

まず1つ目、北上地区の相川浄水場は、災害復旧事業で令和3年度に新設した相川送水ポンプ場の完成により既に廃止しております。

牡鹿地区にあります十八成浄水場、網地島浄水場、谷川浄水場、寄磯浄水場は、十八成及び網地島地区には鮎川地区、鮎川浄水場からの水を、谷川、寄磯地区には須江山浄水場と大原浄水場からの水を現在実施している災害復旧、旧簡易水道統合整備事業の工事の完了をもって供給することにより廃止となります。

現在で5か所ですか、廃止の時期というのは決まっているような状況です。

今後、統廃合となる浄水場といたしましては、老朽化の進む桃生地区の神取浄水場、河北地区の六本木浄水場、これを周辺施設の更新整備を行いながら、令和14年度を目標に六本木浄水場に統合することとして計画しております。

また、旧石巻市にあります大街道浄水場は、水需要予測において須江山浄水場からの水量をもって賄える令和22年度をめどに廃止することとして計画しております。

また、牡鹿地区の大原浄水場につきましても、今後人口減少に伴い水需要の減少により須江山浄水場からの送水により供給が賄えると見込まれますことから、令和22年度以降をめどに廃止する計画としております。

よって、17浄水場が9の浄水場にダウンサイジングを含めてなるという計画になっております。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 5番、星雅俊議員。

○5番（星 雅俊議員） 詳細ありがとうございます。

トータルで申し上げますと、このスケジュールを見ますと、17か所ある浄水場を9つですから、約半分程度は無くすといったことですかね。大体多いのが、12、13、14年度、16もありますけれども、その他22年度もありますね。こういったトータルだと思っております。伺います。

厚生労働省の水道料金の適正化の基本計画、基本的な考え方としましては、総括原価方式で資産維持費も原価積算に入れることとなっております。浄水場は現在、今の答弁のとおり施設数が半分程度、おおむね12、13、14が多いですけれども、22までは統合していくと、予定でした。

私は施設の規模縮小に伴い、一部の民間委託事業も併せて進めて、それをもって職員数の減少のほうにも対応しなければならないのではないかと思っております。

本来、施設の統廃合で人件費を含めた資産維持費の影響額を今回料金値上げの原価計算に含めるべきだったと思いますが、推定影響額を入れなかったのはなぜか伺います。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま技術次長のほうから御報告申し上げました統廃合による浄水場の数を17か所から9か所に、約半数に、大小含めてですけれども、縮小いたします。このうち今、当企業団の職員が配置されている浄水場は、須江山浄水場ただ1か所でございます。そして、旧石巻市にありました大街道浄水場、それから蛇田浄水場については、現在もう使用してございません。そういったところにも以前は配置をしていたんですけれども、今は遠制化により須江山浄水場で一括管理しているところでございます。大街道浄水場ですね、現在は。

そして、その他、小さいところにつきましては、無人化となっております、その管理といたしまして委託をして巡回点検をしていただいている状況でございます。ですので、極端な話、当企業団の職員が直接見回っているわけではございませんので、そういった金額を入れなかった部分がございます。

また、その浄水場を17から9にする際には、先ほど来ありましたダウンサイジングあるいは施設の統廃合といったことがございますけれども、統廃合した場合、17から9、この浄水場というのは、小さいのが主なんですけれども、以前は各町に浄水場がございました。あるいは同じ町の中でも各部落に簡易水道として浄水場がございました。そういった関係を統合して廃止して、そして実施していこうとする計画でございます。

ですので、そういったところをやる場合には、即座に廃止できる場合もございますけれども、管路につなぐ必要があると、そういったことについては、一時的なイニシャルコスト、管路を布設しなきゃいけないといった、そういったお金がございます。

また、そういった、これまでのその8か所、浄水場がどれぐらいお金がかかっているか

と申し上げますと、それについては、担当課長のほうでこれからあと、今、維持管理費、あるいはその施設を動かすための金額、どれぐらいかかっているかについては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 浄水課長。

○大澤照樹技術参事兼浄水課長 私のほうから、現在17浄水場、稼働しているわけですが、その維持管理費、主に浄水薬品費、電力料及び委託費になりますが、その合計につきましては、17浄水場全て合わせて約4億1,000万円ほど維持管理費かかっております。

それで、今、令和22年度までに残る浄水場が9施設、そのほか8施設が統廃合の廃のほうの対象となるわけでございますが、それらにかかる維持管理費は今約1億2,500万円ほどでございます。これが削減対象となるわけでございますが、これはしかし、これらの廃止計画を実施した場合は、その全ての維持管理費が削減されるわけではございません。統合先で廃止された浄水場の浄水処理を賄わなければならないということになりますので、廃止した浄水場の維持管理費の全額ではありませんが、統合先の浄水場の維持管理費はある程度増額になると見込んでおります。

その効果、額につきましては、その社会情勢などによって左右されると思われまます。ですから、今、廃止する浄水場の管理費約1億2,500万円が削減の対象額ということになります。

以上です。

○議長（安倍太郎議員） 5番、星雅俊議員。

○5番（星雅俊議員） 私が伺ったのは、半分程度縮小した浄水場のそういった経費ですか、それを積算に入って、原価計算に入れたんですよね、入れなかったんですかとそのことだったんですけれども、ちょっとそれよく分からないですね。人件費がどうの、維持費がどうのと言いますけれども、入った金額がどこまでなのか、それから人件費がほとんど、8つぐらいつぶして人件費が全く関係ない話だったのか。

ただ、もう3回しかありませんから、これはこれでいいです。

3番目、企業長に伺います。

2点ありますので、お聞きください。

水道事業の最上位に位置します令和2年度策定の水道ビジョンでは、厚労省の水道ビジョンを踏まえ、将来の水需要に併せて適切な施設規模を検討と適正規模を意識した財政計画並びに人材計画を策定するとしています。

また、ビジョンの具現化を伴う令和2年度策定の基本計画、これは今後の施設整備としての浄水場等の統廃合を明記しておりますし、また、令和2年度策定の事業経営戦略では、

施設規模を縮小等した財政見通しを試算していますが、職員の適正数までは触れてはおりません。金額的には人件費等は横ばいでいっています。

1点目聞きます。

先般の議会でも同僚議員から指摘がございましたが、職員適正化計画の早急な実施をすべきと思いますが、所見を伺います。

また、2点目、今後水道企業団のあらゆる計画は、市民への説明責任としまして、その代表者である議会議員にも概略版ではなくて、基本的な考え方が分かります原本を提供すべきでないかと思いますが、2点伺います。

○議長（安倍太郎議員） 企業長。

○齋藤正美企業長 職員の適正化計画、これは大事なことだと思っております。これも含めてこれから今後これらについて計画を策定して、そして今、策定中でございますし、そして策定しましたら、皆様にお示しをさせていただきたいと思っております。

それと、質問の中身とはちょっと違うんですが、今DX化がかなりいろいろな多方面でDX化を取り入れておりますが、私はこの水道企業団においても、職員の適正化も含め、DX化をいかに進めていくかと、それによる経費の削減、ただ始めるに当たっての経費はかかりますけれども、その辺についてもしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

そして、水道企業団としての説明責任をしっかりと果たすべきということでございますが、そのとおりでございますが、やはり皆さんに分かりやすく、そしてまた、今回は29年ぶりの値上げとなるわけでございますが、今の状況がどうであるかということであるとか、こういう企業団の説明責任をしっかりと果たすべきであろうと、私はそのように思っておりますので、その辺を心がけながら、しっかりと経営審議会とも連携を取りながらやっていきたい、そのように考えております。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

施設整備の基本計画につきまして、皆様方に配布、提示といったお話がございました。概要版につきましては、先日、星議員のほうにお渡しして、ホームページのほうにも掲載しているところでございます。その原本につきましては、約450ページございます。厚さにしたら3センチぐらいとかある状況でございますので、これを皆様方に配布させていただいてもなかなか大変なものでございますので、概要版としてお渡しし、そしてホームページに掲載したところでございます。そういった理由から配布していないところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍太郎議員） 企業長。

○齋藤正美企業長 すみません、原本のことをちょっと言い忘れましたが、今、事務局長が説明したとおりでございます。すみません、失礼しました。

ただ、私、言いたいのは、やはり透明化というか、やはり情報は誰でも共有できるようにするために、いろいろ今後ともやっていきたいということを申し上げたわけですから、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

11番、五野井敏夫議員。

○11番（五野井敏夫議員） さっきの改正の要旨の説明の中で、まず料金改正の中では、災害等の備えとしての耐震化を進める必要があるという御説明でございましたけれども、先般、県のほうが示した新しい浸水域、巨大津波に対する浸水、あるいはその地震についての対応はこの中に入っているのかどうか、それを確認したいというふうに思っています。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 ただいま五野井議員さんのほうから御質問ありました地域について、申し訳ございません。入ってございません。そういったことを今後考慮しなきゃいけないというのは承知しておりますので、今回については、入ってございません。失礼いたしました。

○議長（安倍太郎議員） 11番、五野井敏夫議員。

○11番（五野井敏夫議員） 正直なお答えだなというふうに思いますけれども、ただ、構成市の市民は、非常に新しい津波あるいは大津波に対しての神経がかなり高ぶっていますので、それも踏まえた中で今後対応して行って、やはり示すべきだというふうに思いますので、その辺よろしくお願いします。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

平成23年3月、東日本大震災がございました。それによって、災害復旧事業をこれまで進めてきて、ほぼ完了する見込みとなっております。その際の浄水場につきまして、隣にありました蛇田浄水場、これがほぼ駄目でございました。その機能移転を旧河南町にございます須江山浄水場に全量移転したところでございます。そういった面では、津波による災害区域でない須江山に移転したといったことがございますけれども、逆に言うと、須江山に一極集中したことになります。そういった面を今後も考えながら、新たな策あるいは導水管の複線化とかそういった計画をしているところもありますが、そういった新たな

策で検討したいと考えてございます。ありがとうございます。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

10番、後藤兼位議員。

○10番（後藤兼位議員） 今回の料金の改定でありますけれども、20%ということです。東日本大震災を経験しながら、その前には広域合併も経験しております。そういう意味では、いろんな施設あるいは経費等もかかっているというのは、これは理解できます。

ただ、この投資・財政計画、これ見ますと、やはりその体質の問題ですね、さっき職員の適正計画もありますけれども、やはり漏水ですね、漏水防止。これが第8次が本当は4月に出てこない、かなり遅れてやっと出てきたと、9次がですよ、9次の漏水計画。

こういう根本的な問題をどう、例えば設備投資したり、予防対策とかそういう漏水対策をして対応するかというのをきちっと早く決めておいて、この投資・財政計画に反映し、料金体系も20%必要だというのが本来の私は筋だと思うんですよ。ちょっとここら辺は逆転現象になっているというのは、それは差っ引いて、東日本大震災とその合併をここら辺経験しながら、ずっと値上げをしないということを範疇に入れても、やはりここら辺の計画をきちっと対策をしているというのが今後私は必要なのかなと指摘しておきたいと思えます。

この20%改定することによって、投資・財政計画、収支計画を見ましても、これ安定してくると、当然だと思うんですが、ただ、さっき五野井議員も指摘したように、いざ震災という、想定外のことがまた出てくる可能性だってあるわけですよ。いかにそれに対応するかという、体質改善ですね。そしてこの漏水計画の防止対策を見ましても、国の厚生労働省では、有効率と有収率、これ収支に一気に反映されるわけですよ。

そしてこの9次の漏水計画見ましても、8次計画を見ましても、有効率の目標値については、厚生労働省は95%を目標とせよなっているんです。

ただ、8次見ましても、9次の新しいの見ましても、この有効率あるいは有収率の改善が鈍いと私は思うんですよ。これをいかに改善して収支の改善をするかというのが、大きなこの料金の値上げにしても、大きな命題だと思うんですよ。この対応策、今後この体質を、私、企業団の体質をもっと改善していかなくてはいけないんじゃないかと。労働生産性もきちっと上げていかなければならないんじゃないかと。そういう意味では、さっき企業長がちょっと触れましたけれども、DXの問題とか、こういう問題も含めて体質改善、そして対応を早急に、この値上げをしても一気に図っていかなければならないと、それが必要性が多いんじゃないかなと私は考えるわけですが、当局の考えを伺っておきたいと思えます。

○議長（安倍太郎議員） 事務局長。

○尾形 渉事務局長 ただいま後藤議員のほうから何点か御質問がございました。

その中で、まずは第9次の漏水防止計画、これはなかなか出なかったんじゃないかということで御指摘を受けたところですよ。それにつきまして先ほどおっしゃっていた震災などのことをマイナスしてもらったことで、大変ありがたかったんですけども、実際、10月4日付けで各議員さんのほうに配布させていただいたところでございます。これにつきましては、大変遅くなり申し訳ございませんでした。今後、そういったことも気をつけながら施策をしていきたいと考えているところでございます。

それから、有効率が95%が厚労省から出ていますけれども、企業団のほうの数値が鈍いんじゃないかといったお話がございました。

これにつきましては、後ほど担当課のほうから御説明いたしますけれども、昨年度、そして一昨年になりますけれども、福島県沖、あるいは宮城県の南部のほうに地震がございまして、途中まではその目標値を、第8次の目標値を達成できる見込みではあったんですけども、最後の2月、3月、4月、そういったところで地震の発生により最後の最後になって崩れてしまったことが原因でございました。

ですので、9次のこの目標値につきましても、その昨年度の目標が達成できなかったことにより、数値的には低減したといったことでございます。

これにつきましても、先ほど言いました体制といった、そうしたこともございますけれども、今後、企業団一丸になって気を引き締めて何事にもですけれども、料金についてもそういった漏水、有収率、そういったところにつきましても気を引き締めて臨んでいきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（安倍太郎議員） 施設管理課長。

○吉田秀彦技術参事兼施設管理課長 お答えいたします。

有効率は、配水量とその有効水量の比率でありまして、有効水量は、有収水量、料金水量と有効に使用された無収水量、消防用水量や洗管水量等からなり、使用された水量が有効に使用されているかを示す指標となるものでございます。

令和4年3月末、令和3年度の配給水量の分析では、給水区域全体の有効率は92.68%となり、前年度、令和2年度有効率94.72%と比較しますと2.04%下回った結果となったところでございます。

この原因につきましては、令和3年2月、3月、5月に連続して発生をいたしました宮城県、福島県沖での地震による漏水の影響や、これが全ての原因というわけではなく、ほかにも老朽化等に起因する漏水が多く発生したことが影響したものと考えられるところでございます。

また、漏水修繕対応は行っているものの、配給水管の老朽化が進んでいるため、漏水の



特性である一度修理しても時間の経過とともに新たな漏水が発生する繰り返し現象、いわゆる漏水の復元現象もあります。

今後は、新たに策定をいたしました第9次漏水防止対策基本計画を推進して、漏水防止対策の基本施策であります基礎的対策、対症療法的対策、予防的対策の3つの部分を一体的に推進し、有効率の回復向上に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安倍太郎議員） 10番、後藤兼位議員。

○10番（後藤兼位議員） 有効率、有収率をいかにこれ上げるかというのは、収入がいかに上がるかということと、逆に下がっているというのは、これだけ損しているという1つの体質ですよ。ここをきちっと理解しないと駄目だし、今、課長は漏水防止対策の基本的施策、これについて3つの基礎的対策、対症療法的対策、予防的対策、お話ししましたよ、これバランス取ってやるんだと。ただ、これ9次の計画、漏水防止対策で最も効果的である予防対策に重点を置きますって、ここに書いてあるんですよ。バランスを取るってなってないですよ。

ただ、ここの予防的対策というのは、管路をすっかり替えるとか、取り替えるとか、経費がかかるんですよ。お金いっぱいあれば、全部替えることできるんですよ。そうすると、この投資、利益上げて、この投資・財政計画、これもっとまた崩れますよ。ですから、今、課長が言うように、バランスを取りながらやるというのは、これは基本的だけれども、この9次の漏水計画、これには予防的対策、これが効果的なもの。これは誰が見てもそうなんです。ただ、お金の問題なんですよ。経費の問題なんです。

ですから、私はこういう対症療法的な、全部直せば本当はいいですよ。ただ、漏水の箇所とか、これを適宜適切に直しながら計画を立てていく、あるいは実施をしていく、これが重要だし、この有効率、有収率をいかに確保するかというのは、今、時代のSDGsのこれにも合致するわけですよ。水を造って100で流した、そいつが95とか80だったら損する、企業団、無駄にしているということなの。100で造ったやつ、だからSDGsに反することになるんですよ。これを一つの理解を得ながら、さらにこの投資・財政計画の今後20%、今度、今料金を上げても、やはり時代に合った体質改善、私は企業団としてさらなる体質改善が必要だと思うんですよ。

だって、この社会インフラの維持管理については、かなりの経費がかかります。水にとっては。安全な水をいかに消費者にやるか。そしてあと我々も経験した東日本大震災で水はすぐ供給しましたよ。病院でも水が必要だと。それがないと病院が維持できないということで、企業団の皆さん一生懸命頑張りましたよ。私、あれは有効な手段として一生懸命

頑張ったという姿はあると思います。

ですから、今後とも、このいろんなこの20%上げる中で、少子高齢化の問題ありますよね。給水人口が減ったと、2万7,000人減ったというさっきの説明ありました。まさにこの少子高齢化の中で労働者人口も減少する、そういう中でいかに労働生産性を確保しながら上げていく、これの必要性を企業団としてもっと私は考えるべきだと。

さっき市長が言うDX、これもやはり時代とともにデジタル化してさらにいろんな意味で改善をし、経費率を下げてもっと収益を上げる、これが求められる企業団のこの料金値上げ、そして説明責任を果たす重要なポイントだと思うんですが、改めて当局の見解を伺います。

○議長（安倍太郎議員） 企業長。

○齋藤正美企業長 いかにして漏水を防ぐか、そして漏水による損失を減らすかというのは大命題だと思っております。でありますから、逆に調査というよりも漏水しないように予防するように常にそれをしっかりと監視する、そういうシステム等も今後いろいろと関係機関と協議しながら進めるべきであると今の話を聞いて思います。

やはりDX化というのは、これはいろんな意味でプラス材料になるものだと思いますので、しっかりと今後研究し取り組んでいきたいと、そのように思いますので、皆さんの御指導も賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

以上であります。

○議長（安倍太郎議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、齋藤澄子議員。

〔1番齋藤澄子議員登壇〕

○1番（齋藤澄子議員） 11号議案、反対の立場で討論いたします。

市民生活を考えても料金改定は来年度からではなく、物価高騰の状況を見てからでも遅くはないのではないのでしょうか。水道企業団監査委員による令和3年度石巻地方広域水道企業団決算意見書においては、持続的な経営を確保するための料金確保に向けて現在その事務が進められているが、改定に当たって透明性を持った計画的な料金水準の見直しにより、住民の理解を得ることに努めたいと書いてあります。

また、水道事業会計の分析は難しいですが、地方公営企業法第3条の経営基本原則では、

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されています。

市民生活の現状を考えれば、今回の料金改定には賛同できかねます。片や給付金を給付され生活に役立てていると思っている一方で、ガス料金、電気料金も上がって困っているのに追い打ちをかけるよう公共料金である水道料金までが上げるのは、今ではなく情勢を見てからでもいいのではないのでしょうか。

非課税世帯だけでなく市民全体の生活が厳しくなっている今、料金改定は来年度から実施すべきでないということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

おりませんので、反対者、5番、星雅俊議員の発言を許します。

〔5番星 雅俊議員登壇〕

○5番（星 雅俊議員） 11号議案の反対の立場で討論いたします。

提案理由で企業長が述べられました給水人口の減少等により、給水収益の減少傾向が続く中、水道施設の老朽化や災害時対応に備えるため20%値上げをしたいとのこと。後段で言われました水道施設の老朽化、災害対応は理解できます。しかしながら、前段の給水人口の減少により、給水収益の減少傾向の理由は納得しかねます。人口減少の給水収益の減少は以前から推測していたはずです。人口減少とともに施設規模を縮小させる計画があるわけですから、必然的に職員数の減少や人件費の減少を検討しなければならなかったと思います。

水道企業団職員数だけが長く同じ体制に行くことは考えられません。その具体策である職員適正化計画は、その影響額を明確にし、原価計算に入れるべきだと思います。水道法第14条第2項の1では、料金は能率的な経営下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものとしております。

今回の原価計算には、本来計算に入れるべき人件費等の影響額を入れずに計算しているのではないかと思いますし、これは水道法第14条に基づく適正な原価とは考えられません。影響額は減少とは限らないとすれば、それは値上げの提案の前に証明すべきだったと思います。

私は、水道料金の値上げは、市民生活に直結します。企業団のあらゆる努力、身を切る努力がなければ、市民の理解を得ることができないのではないかと思います。

今回、料金値上げ条例提案後につじつまを合わせるかのごとく職員適正化計画を検討しようとする、そのような水道企業団の事務局、事務執行体制、姿勢に反省を求めるとともに、インフレで苦しむ市民の立場に立てば、値上げ時期は来年ではないことを申し上げ、

反対討論とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） なければ、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安倍太郎議員） 着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 第12号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）

○議長（安倍太郎議員） 次に、日程第7第12号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）を議題とします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第12号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

表紙番号3、令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）の1ページから3ページ、併せまして表紙番号6、議案概要の2ページ、第12号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）をごらん願います。表紙番号3と6でございます。

今回の補正の理由につきましては、東北電力による高圧及び特別高圧の電気料金単価の見直しにより、令和4年11月1日から電気料金が値上げされたこと及び燃料費調整額の上昇に伴い、当初見込んでいた光熱水費及び動力費に所要額が生じることとなり、補正する必要が生じたものであります。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げますので、改めまして表紙番号3、令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）の1ページをごらん願います。

第2条は、予算第3条で定めております収益的支出の予定額を補正しようとするものであります。収益的支出におきましては、先ほど申し上げました理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で電気料金単価の見直しに伴う光熱水費及び動力費の所要額9,200万8,000円を増額補正し、その予定額を61億4,130万7,000円にし、事業費用の予定額を64億

3,037万5,000円にしようとするものであります。

以上が令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）の内容であります。

なお、2ページ以降に実施計画等その詳細を記載しておりますので、御参照いただきたく、その詳細は省略させていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第12号議案の説明とさせていただきます。

○議長（安倍太郎議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安倍太郎議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会

○議長（安倍太郎議員） 以上で、今期議会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時07分閉会

---

石巻地方広域水道企業団議会議長 安 倍 太 郎

署 名 議 員 我 妻 久 美 子

署 名 議 員 楯 石 光 弘